

令和4年度静岡県防災会議 議事録

令和4年8月22日（月）

静岡県コンベンションアーツセンター(グランシップ)交流ホール

午後3時30分開会

- **司会** 定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度静岡県防災会議を開催いたします。静岡県危機管理部総務課長の西島でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様にご出席をいただき、ありがとうございます。代理出席を含め55名の方々に御出席をいただいております。

それでは始めに、会長の川勝平太静岡県知事から御挨拶を申し上げます。

- **川勝知事** 皆様どうもこんにちは。お暑い中、またお忙しい中、今年度の防災会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃、本県の危機管理行政に御協力を賜っておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

また、今日はこの議長席の横にトルコキキョウ、オンシジューム、かすみ草、スプレーバラ、キイチゴ、ユリを飾っていただきまして、その心遣いにお礼を申し上げます。

さて、昨年発生した災害を振り返りますと、毎年のことになりつつありますけれども、昨年度も多く災害が発生いたしました。特に昨年7月には1日から3日にかけて、本県や神奈川県を中心に大雨が降り続き、7月3日には熱海市伊豆山地区で土石流災害が発生し、27名の尊い命が犠牲となりました。犠牲となられた方々に対しまして、改めて哀悼の意を捧げます。併せて、この災害について救出救助活動をはじめとする災害応急対策に多大なる御協力を賜りました本日お集まりの関係機関の皆様には、この場を借りまして改めてお礼を申し上げます。県といたしましては、熱海市と共に伊豆山地区の早期の復興と災害に遭われた方々の一日も早い生活の再建に向けて全力を尽くしてまいり所存でございます。関係機関の皆様におかれましては、引き続き御協力をお願い申し上げます。

また、今年度におきましても、先日の台風8号による大雨により、特に松崎町などにおいて、全国的にも放送されましたが、住家への浸水や断水といった被害が生じております。これから9月10月にかけて、本格的な台風シーズンを迎えます。風水害等に備えた防災対策に万全を期してまいりますので、皆様方も御協力よろしくお願いいたします。

続きまして、「地震・津波対策アクションプログラム2013」についてでございますが、南海トラフ地震について、その切迫度は高まっていると考えております。本県では来るべき南海トラフ地震により想定される犠牲者を今年度末まで

に8割減少させる、元々10万数千人が何もしない場合には犠牲になるということをごさいましたけれども、今年度末にその8割の方々が犠牲に遭わないようにするという目標で「地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定いたしました。アクションプログラムに基づいて各種対策を進めてまいりました。また、進めているところでございます。

後ほど事務局から御報告をさせていただきますけれども、アクションプログラムは今年度が最終年度となります。減災目標である想定犠牲者数8割減の達成に向けた総仕上げとして、住民の皆様にも早期避難の重要性を御認識いただき、早期避難意識を高めていただくために「わたしの避難計画」を作成いただく取組を進めているところであります。

更に、これまでのアクションプログラムの成果と課題を整理して、引き続き想定犠牲者の最小化を目指し、次期アクションプログラムを今年度末までに取りまとめることとしているところであります。

地震や風水害など、あらゆる災害から県民の生命財産を守ることは県政の最優先課題であります。

静岡県の新ビジョンで政策の筆頭に掲げたのが「命を守る安全な地域づくり」をごさいます。このような地域づくりに向けて、今後も県の総力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

本日は、静岡県地域防災計画の修正を協議事項としております。主な内容は、法律の改正や各種災害の教訓を踏まえた国の防災基本計画の修正等に伴うものでございます。委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、御審議いただければと存じます。よろしくお願い申し上げます。

- **司会** 議事に入らせていただく前に、知事が任命する委員について、今年度新たに御就任いただいた方が7名いらっしゃいますので、お名前のみ御紹介させていただきます。日本銀行静岡支店支店長 小泉達哉様。本日は代理として、企画役補佐 鈴木貴志様に御出席をいただいております。

東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社総支社長 市田雅之様。

中部電力株式会社静岡支店常務執行役員静岡支店長 平松岳人様。

静岡放送株式会社取締役社長 大須賀紳晃様。本日は代理として、コーポレートマネジメント局総務部長 鈴木吉彦様に御出席をいただいております。

浜松の企業が手をつなぐ災害支援ネットワーク事務局長 鈴木まり子様。

公益財団法人浜松国際交流協会次長 松岡真理恵様。

市民団体ふっこう支援掛川代表 曾根順子様。

以上7名の方が新任となります。皆様、本日はよろしくお願いたします。

それでは議事に進みます。本日の議長は会長である川勝知事が務めます。知事お願いたします。

- **知事** はい。私が議長でございますので、議事を進めてまいります。ここからは着座にて進めさせていただきます。

まず議事に先立ちまして、静岡県防災会議運営要領第7条の規定に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。農林水産省関東農政局静岡県拠点 地方参事官 秋山憲孝委員。日本赤十字社静岡県支部 事務局長 鈴木亨委員の両名を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは議事次第に従い協議事項から進めてまいります。

「静岡県地域防災計画の修正」につきまして、事務局から説明をお願いします。

- **危機政策課長** はい。危機政策課長の森でございます。よろしくお願いいたします。

静岡県地域防災計画の修正について私から御説明をいたします。資料1-1、1-2、1-3をお手元に御用意ください。資料1-2及び1-3の修正新旧対照表につきましては、字が小さく誠に申し訳ございません。

まず資料1-1を御覧ください。今回の地域防災計画の修正の概要でございます。これは年度当初と7月の2回にわたり、本日御出席の委員の皆様と防災関係機関の皆様に事務局から意見照会をさせていただきまして、そこでいただきました御意見を反映したものでございます。意見照会に当たりましては、お忙しい中、御協力を賜りまして誠にありがとうございました。

それでは説明をさせていただきます。修正事項は大きく分けて4つございます。1つ目が法律の改正等を踏まえた修正、2つ目が国の防災基本計画の修正を踏まえた修正、3つ目が本県において実施する政策等の反映とその他の修正事項であります。項目としましては、この資料1-1の概要資料を御覧いただきながら、説明内容自体としましては、資料1-2の新旧対照表を使って御説明をさせていただきます。

まず資料1-1「1 法律の改正等」に関連する部分でございます。資料1-2の新旧対照表10ページをお開きください。津波対策の推進に関する法律の改正を踏まえた修正についてであります。令和4年3月に同法が改正され、国及び地方公共団体が津波に関する防災教育や訓練等を効果的に実施するために、津波対策においてデジタル技術の活用を努めるよう規定されたところであります。

この趣旨を踏まえ、本県では既に防災アプリ「静岡県防災」における避難トレーニング機能や、三次元点群データを活用した津波被害の可視化など、津波に限らず各種災害についての防災教育にデジタル技術を活用していることから、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育や訓練等においてデジタル技術を活用する旨を追加しております。

続きまして資料1-1「2 国防災基本計画の修正」に関する部分であります。これは6月に国の防災基本計画が修正されたことを踏まえ、県地域防災計画に

つきましても必要な修正を行うものであります。はじめに、盛土対策の推進に関する部分であります。資料1-2の新旧対照表につきましても、233ページの中段を御覧ください。

昨年8月に国からの依頼を受けて実施した盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえまして、県及び市町が人家や公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全把握のための詳細調査や崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁の設置等の対策を関係省庁の支援を受け、実施する旨を記載いたしました。また、危険が確認された盛土につきましても、県及び市町が法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うなどを記載いたしました。更に、不適切な盛土事案の課題解決を図るために県が設置した部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」につきましても、地域防災計画に位置づけることといたしました。

続きまして、資料1-1「2国防災基本計画の修正」の2つ目の黒丸となります、「適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令」についてであります。まず1つ目の「学校における消防団と消防団員等が参画した防災教育の推進」についてであります。資料1-2の新旧対照表は12ページ下段を御覧ください。これは、昨年7月に発生した熱海の土石流災害等を踏まえて、国が設置した「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」の報告を受けて、国防災基本計画に盛り込まれたものであります。防災教育に地域防災力の中核を担う消防団員等が積極的に携わっていくことが消防団活動に対する理解、更には将来の地域防災力の担い手の育成にも有効であることから、学校において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を推進する旨を記載したものであります。

続いて資料1-1「2国防災基本計画の修正」の2つ目の黒丸「適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令」の2つ目、「避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言」についてであります。資料1-2の新旧対照表39ページ中段を御覧ください。多くの市町が防災の知識を有する職員の不足を感じている中、平時から市町長との顔の見える関係を構築して、地域密着型の市町長に助言等を行う防災人材を確保できる体制整備が必要となっております。そのため、市町が避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行っていく旨を記載いたしました。

続きまして、資料1-1「2国防災基本計画の修正」の3つ目の黒丸「最近の施策の進展等を踏まえた修正」についてであります。はじめに、1つ目の「緊急輸送ルート確保に向けた道路網の整備、道路占用の制限、無電柱化の促進」についてであります。資料1-2の新旧対照表27ページを御覧ください。これは、昨年5月に国が策定した「無電柱化推進計画」の内容が国防災基本計画に盛り込まれたものでありまして、県及び市町は、緊急輸送ルートの確保を早期かつ確実に図るべく、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図り、必要に応

じて道路の占用禁止または制限を実施するとともに、国が促進する一般送配電事業者や電気通信事業者が行う無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る旨を記載いたしました。

次に資料1-1「2 国防災基本計画の修正」の3つ目の黒丸「最近の施策の進展等を踏まえた修正」の2つ目「避難所における食物アレルギーへの配慮」についてであります。資料1-2の新旧対照表は44ページ下段を御覧ください。市町が避難所において食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアレルギー情報の評価・分析、いわゆる「アセスメント」を実施するために食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める旨を記載いたしました。

次に資料1-1「2 国防災基本計画の修正」3つ目の黒丸「最近の施策の進展等を踏まえた修正」の3つ目と、資料1-2の新旧対照表25ページの下段を御覧ください。「避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備」についてであります。これは昨年10月に国が定めた「エネルギー基本計画」を踏まえて、県や市町災害拠点病院等に対して再生可能エネルギーを活用した設備等を整備するよう新たに盛り込んだものであります。

次に資料1-1「3 本県において実施する施策等の反映」についてであります。まず、「迅速・円滑な人命救助等のための取組」についてであります。資料1-2の新旧対照表は37ページ下段から38ページ中段を御覧ください。

「災害時における安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等の公表」についてであります。後ほど報告事項として危機報道官から御説明をさせていただきますが、昨年7月の熱海市での土石流災害において、迅速な安否不明者の氏名公表がその後の救助・救出活動に役立ったことを教訓として、昨年11月に県が策定した方針を地域防災計画に位置づけるものであります。なお、この安否不明者等の氏名公表につきましては、新旧対照表41ページ中段と85ページ下段にも記載がございます。

次に資料1-1の2ページ目の一番上「住民の早期避難に向けた取組、避難情報の適切な発令」として「わたしの避難計画」の推進を追加しております。資料1-2の新旧対照表は18ページ中段を御覧ください。こちらも後ほど報告事項として説明をさせていただきますが、県及び市町が河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクに応じて「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し、記載する「わたしの避難計画」の普及を図る旨を記載いたしました。

次に資料1-1の2ページ目、上から2つ目の黒丸「自主防災組織への女性の参画」についてであります。資料1-2の新旧対照表は20ページ中段を御覧ください。地域の防災活動は、女性や高齢者、障がいのある方、外国人など多様な方々の意見を採り入れて行っていく必要があります。そのため、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や防災担当などの役員の3割以上に女性を配置するなどして、女性の参画が促進されるよう県及び市町が助言や支援に努める旨を記載いたしました。

続きまして、全体の最後となりますが、資料1-1の2ページ目「4その他修正事項」についてであります。まず、「地震対策編の構成の見直し」についてであります。資料1-2の新旧対照表30ページから95ページ等となりますが、内容が広範囲にわたるものですから、参考資料を御用意しております。資料1-1の3ページを御覧ください。前提といたしまして、3ページの下半分に記載のとおり、本県の地域防災計画におきましては、昭和51年の東海地震説の提唱や昭和53年の大規模地震対策特別措置法の制定以降、地震対策編の内容の充実が図られてまいりました。その結果、内容が肥大化するとともに、本来あらゆる災害に共通する内容として共通対策編に記載されるべき内容が地震対策編に記載されているという状態が長きにわたり続いてまいりました。

この状態を是正すべく、今回の地域防災計画の修正において、大きく2つの見直しを行っております。4ページの上段を御覧ください。まず、1点目の見直しは、「第4-2章 地震防災応急対策」の別紙への移設であります。同章は、地震予知が可能という前提で発令される「東海地震注意情報」や「東海地震警戒宣言」等が発令された際の防災対応を定めた章であります。令和元年5月にこれらの情報に代わり、気象庁が南海トラフ上のどこかで大地震が発生した際、他の地域でも後発地震の発生確度が高まったことを知らせる「南海トラフ地震臨時情報」の運用を開始いたしました。

これを受け、同章を地震対策編の別紙として移設するとともに、名称を「東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策」に変更し、分かりやすい構成に改めることといたしました。

次に2点目の見直しであります。資料1-1の4ページ下段を御覧ください。先ほど、あらゆる災害に共通する、本来は共通対策編に記載されてしかるべき内容が地震対策編に記載されている現状の説明をいたしました。その傾向が顕著な第5章のうち、あらゆる災害に共通する内容を共通対策編第3章「災害応急対策」に移設することで、地震対策編のスリム化を図るとともに、地域防災計画の全体を通して、分かりやすい構成といたしました。

その他、資料1-1の2ページ「4その他修正事項」の2つ目の黒丸「東海地震に関連する情報が運用停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正」や3つ目の黒丸となります「県の組織改編を踏まえた修正、時点更新」を資料中の該当箇所について、それぞれ修正を行っております。

説明が長くなり大変失礼をいたしました。私からの説明は以上でございます。

- **川勝知事** はい。説明ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明につきまして、御意見、御質問はございますか。

無いようですが、それでは静岡県地域防災計画につきまして、原案のとおり修正することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- **川勝知事** はい。「異議なし」というお声をいただきました。それでは、原案のとおり修正することといたします。なお、静岡県地域防災計画につきましては、本案により、内閣総理大臣に報告することといたします。

続きまして、事務局からの報告事項に移ります。令和3年7月熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害への対応に関する報告として、「災害時における被災者の氏名等公表方針」について事務局から御説明をお願いします。

- **危機管理監代理兼危機報道官** はい。危機管理監代理兼危機報道官の杉山と申します。よろしく申し上げます。私からは、昨年7月3日に発生いたしました熱海土石流災害において行った「被災者の氏名等公表」及び「その経験を踏まえて策定した本県の氏名等公表方針」について御報告申し上げます。所要時間は15分程度を予定しております。

お手元の資料2を御覧ください。カラーで印刷された資料でございます。風光明媚な伊豆山の地を大量の土砂が覆い尽くした今回の災害は、本県では昭和57年の台風被害以来、39年ぶりに二桁以上の犠牲者を出した災害となりました。とりわけ、27名もの方が同じ場所で、同じ時間に尊い命を落とされたということは、痛恨の極みであり、まさに未曾有の大災害であると、そのように認識しております。

下段に回りまして、はじめに、安否不明者等の氏名公表の経緯について振り返りを申し上げます。土石流が発生した後の最初の情報では、「約20人が土砂に流された」とのことでありました。当初は、半日もすれば、被災者が特定されるだろうと思っておりましたが、翌日4日になりましても、被災者に関する有力な情報がありませんでした。一刻も早い人命救助が求められる中、県から熱海市に被災者の人数等を聞き取りましたが、「市としても全く見当がつかない」との回答でありました。

そこで、被災者約20人という数字を一旦白紙にした上で、改めて、安否不明者の情報を求めることとし、7月5日の早朝、安否不明者の氏名等を公表することを決定いたしました。県の方針を受け、熱海市は安否不明者の名簿の作成に着手いたしました。まずは、住民基本台帳を基に、被災地域の住民をリストアップし、避難所や町内会等から提供のあった情報を集約いたしました。無事が確認できない人や連絡が取れない人を安否不明者として絞り込みました。

また、安否不明者情報は、警察にも110番通報が入っていましたので、被災地域以外の対象者は警察が把握に努めました。その結果、市が把握した64人の安否不明者の氏名等を5日の20時30分に県から公表いたしました。

すると、この報道を知った本人や家族から、41人について無事であるとの連絡がありました。6日午後には、警察が把握した5人の氏名等を公表するな

ど、新たな安否不明者を追加公表いたしました。8日には最初の死亡者5人の氏名等を公表し、10日には、「安否不明者」を「行方不明者」に切り替え、心肺停止者が発見され、災害死亡認定されるごとに氏名等を公表いたしました。

最終的には、10日をもって死亡が推定される被災者は27人と特定をいたしました。

次のページを御覧ください。「氏名等公表の法的根拠」についてであります。氏名等の公表につきましては、個人情報保護の観点から、慎重に検討を行いました。その結果、公表の根拠は県の個人情報保護条例であり、災害時において人命救助を目的とする場合は、個人の情報保護よりも公表する緊急性・公益性の方が優先されると判断できました。ただし、ドメスティック・バイオレンスやストーカー等の被害者に該当する場合は、保護を優先する。そのように判断をいたしました。

「氏名等公表の効果・目的」につきましては、安否不明者の場合は、情報の確度向上による対象者の絞り込みと行方不明者の特定を進めることが目的となります。行方不明者の場合は、迅速な人命救助に加え、捜索救助活動従事者の負担軽減、二次災害の回避といった安全確保も該当いたします。

死亡者の場合は、捜索救助活動の効率化以外にも、被災した地域住民の連帯感やコミュニティの維持、被災者の生活支援などに公表の意義があると考えました。

次のページに移りまして、「氏名等公表の課題」といたしまして、今回経験して分かったことを御紹介いたします。このページには6つの課題が記載されておりますが、このうち、安否情報の集約には、地域住民の協力が不可欠ということを実感いたしました。安否の確認には町内会長や地元関係者からの情報提供が必要になりますので、日頃から地域住民との連携体制を構築しておくことが求められます。

また、安否不明者や行方不明者の公表など、迅速性が求められる場合を除き、家族等の同意や意向を尊重することを原則といたしました。

更に、公表に向けた準備は、調整に時間をかけすぎると人命救助が遅れてしまいますので、条件が揃ったものから順次公表すれば良いということなども分かりました。

今回の災害対応の経験を踏まえまして、昨年11月に「静岡県としての被災者の氏名等公表方針」を定めました。熱海の災害が発生するまで、本県は公表方針を定めていませんでした。しかし、今回の実績が全国的に注目され、一定の評価を得ましたので、改めて、全国のモデルとなる公表方針を定めました。

新たに定めた公表方針には、熱海での災害対応の経験値を基本としたことはもとより、今後に加え、南海トラフ地震や台風などの様々な災害の発生を想定したことなど特徴としております。

これらの特徴を踏まえ、災害発生時には、原則、被災者の氏名等を公表するとして上で、目的、非公表の事由、公表の時期などを定めました。

次のページに移りまして、「安否不明者の氏名等公表方針」の表を御覧ください。左の列、公表情報につきましては、氏名、大字までの住所、性別とし、年齢は生年月日から算定が可能な場合に限るといたしました。熱海の経験におきましては、住民基本台帳には生年月日の記載がありますが、年齢の計算にはかなりの作業時間を要してしまうということが分かったからであります。

また、中央の列、非公表の事由のところでは、家族の同意は不要といたします。人命救助の迅速性を重視しているからであります。その右、公表時期につきましては、発災後 48 時間以内を目標といたします。公表終期、終わりの時期は、公表から概ね 1 週間とし、1 週間経過しても安否不明が継続する場合は、「行方不明者」に切り替えて公表いたします。

次に、「行方不明者の氏名等の公表方針」についてですが、安否不明者と概ね共通の内容になっております。唯一の違いは、右の列、公表終期につきましては、行方不明が長期に及んだ場合は、発災から最長 3 か月といたしました。災害弔慰金法によりますと、行方不明者は 3 か月で死亡者と同じ扱いになる、このような規定があることなどから、3 か月を超える期間の公表は望ましくないとそのように考えました。

次のページに移りまして、「死亡者の氏名等を公表方針」についてですが、左の列、公表情報に年齢と死亡日の情報を加えました。中央の列、非公表の事由の一番下のところ、公表には遺族の承諾を必要としました。死者には個人情報保護は適用されませんが、それ故に、遺族に帰属する情報として慎重に扱わなければなりません。公表終期は、発生から最長 3 か月としております。

「方針策定に当たっての検討事項」といたしまして、3 つの検討事項がありました。熱海の事例では、安否不明者の氏名等は土石流の発生から 58 時間後に公表する結果となりましたが、当初の段階では 48 時間以内の公表を目標としておりました。48 時間以内とする意図は、捜索救助活動に求められる 72 時間を考慮する必要があるからです。また安否不明者等につきまして、家族の同意を得ずに公表した場合であっても、その後、家族から明確な非公表の意向があった場合には、家族が承諾した範囲内の情報に変更することといたします。

死亡者の死因につきましては、原則、非公表といたします。遺族の心情に配慮する必要があることなどがその理由です。ただし、地震のような複数の災害事象が同時に発生した場合は、災害の種別ごとに関係情報を公表する予定です。

次のページに移りまして、「実効性の確保に向けた今後の取組」といたしまして、公表方針を先ほど説明がありましており県地域防災計画に位置づけ、市町や捜索救助機関との連携を図ってまいります。また、公表を前提とした情報の収集・集約訓練を実施いたします。

公表に当たりましては、報道機関との相互理解・連携が不可欠ですので、引き続き、協力関係を維持してまいります。

結びに、被災者の氏名等公表は、公表のための公表ではありません。

全ては、人命救助のためであります。

災害が発生した際、被災者をいかに早く特定し、72時間以内に救出救助するか。このことが最重要であります。

行政は、不測の災害に備え、人命救助の段取りを明確に想定しておかなければなりません。その意味では、被災者の氏名等公表方針は、被災者を迅速に把握するための具体的な作業手順書とも言えます。

今後ともこの方針を平時から認識して取り組むとともに、市町や警察とも連携を図りながら、実効性の確保に努めてまいります。

私からの説明は以上です。

- **川勝知事** はい。説明ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、御意見あるいは御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

続きまして、もうひとつの報告事項に移ります。平時からの県の取組に関する報告事項でございます。これにつきましては、質疑応答は最後に一括してお受けすることといたします。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

- **危機政策課長** はい。危機政策課長の森でございます。よろしくお願ひいたします。私からは次第(3)アイウの3つの報告事項について、一括して御報告をいたします。

まず、ア「市町の地域防災計画の修正」について御報告をいたします。お手元の資料3を御覧ください。

県の地域防災計画の修正等を踏まえまして、県内市町におきましても地域防災計画の修正が行われております。災害対策基本法第42条第5項の規定に基づいて、県に地域防災計画の修正の報告があった市町は表のとおり31市町であります。

2ページを御覧ください。それらの修正のうち、市町独自の視点で修正を行ったもののうち、主なものとして例示をしております。特徴的なものについては、例えば、富士宮市、袋井市、伊豆の国市では、昨今の大雨による被害が増加していることなどを背景に、風水害編を新設しております。また、沼津市、藤枝市では、市独自の防災アプリの活用等が計画に記載されているところであります。

次にイ「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の進捗及びわたしの避難計画による早期避難意識の醸成」について御報告いたします。

まず、資料4-1を御覧ください。県では、平成25年に「地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定し、第4次地震被害想定において想定された犠牲者を10年間で8割減少させることを減災目標として、地震対策及び津波対策に全庁を挙げて取り組んでおります。

これまで189のアクションの着実な実施に努めてまいりました結果、昨年度末時点で、全体の9割以上にあたる179アクションが順調に進捗しているところであります。

アクションプログラム2013の策定以降、住宅の耐震化や防潮堤の整備などのハード整備と津波避難施設の確保等によるソフト対策を組み合わせた取組を進めてきたことによりまして、令和元年度末時点の減災効果として想定される最大犠牲者約10万5千人に対して、約7割減少と試算をしたところであります。

現在、目標である8割減災の達成に向けましては、想定犠牲者の9割以上を占める津波被害の減少に向け、早期避難意識を高めるための個人ごとの避難計画となる「わたしの避難計画」の普及・展開に取り組んでいるところであります。

次に資料4-2を御覧ください。その「わたしの避難計画」の内容について御説明をいたします。1枚目の右下の数字2ページを御覧ください。

これまで本県が取り組んできました津波避難施設等の整備により、津波浸水想定区域内にお住いの避難対象の98%の方が避難施設や区域外に避難できる状況となっております。

しかしながら、県民の早期避難意識は未だ68%にとどまっており、更なる避難意識の向上が求められております。

次のページ上段の3ページを御覧ください。そこで、県民一人ひとりが災害を自分事として捉え、適切に避難できるよう「わたしの避難計画」の普及に取り組むことといたしました。

「わたしの避難計画」とは、身の回りにある災害リスクを正しく理解し、災害に応じて「いつ」、「どこに」避難するかをあらかじめ記載しておく計画であります。

下段の4ページを御覧ください。昨年度は、災害リスクの異なる県内8箇所をモデル地区として住民ワークショップを開催し、誰もがわたしの避難計画を簡単に作ることができる雛形となるよう、住民目線の率直な御意見をいただきました。

次ページ上段の5ページを御覧ください。ワークショップでは、はじめに県から提示したものは、内容を盛り込みすぎていたため、住民の皆様から情報量が多すぎてかえって分かりづらいといった意見やハザードマップ上で自宅が見つけにくいといった意見など、予想を超える様々な御意見をいただきました。こうした御意見を盛り込むことによりまして、県民の皆様が作りやすい雛形を完成させることができました。

下段の6ページを御覧ください。今年度は津波浸水想定区域を重点地域と位置付け、市町や地元町内会の皆様と連携し、計画を普及・展開してまいります。具体的には、地域防災訓練や津波避難訓練等で、地域の方々にわたしの避難計画を実際に作成していただくとともに、参加されない方には、わたしの避難計画の作成趣旨等を示した案内文も付けながら、町内会や自主防災組織の

方々に配布、作成について御協力をいただくなど、着実に普及してまいりたいと考えております。

また、幅広い世代の取組を促すべく、パソコンやスマートフォンなどで簡単に入力できる電子版も構築してまいりたいと考えております。

しかしながら、県民の皆様にわたしの避難計画を作っていただくことは、決して簡単なことではないと考えております。懇切丁寧に、そして粘り強く取り組むことで、県民の皆様の早期避難意識の向上、更には、想定犠牲者の8割減を実現してまいりたいと考えております。

次に、ウ「南海トラフ地震臨時情報に関する市町の対応」について御報告いたします。資料の5を御覧ください。

南海トラフの想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、後発地震の可能性が高まった場合には、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、後発地震に備えるよう国や県、市町から住民に対して呼びかけを行うことになっております。この臨時情報に係る防災対策を確実に推進するために、南海トラフ地震防災対策推進地域の市町においては、令和元年5月の国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえ、南海トラフ地震防災対策推進計画を作成、変更することとなっております。令和4年4月1日現在で、東伊豆町を除く県内34市町が推進計画の作成、変更を行ったところであります。

また、後発地震が発生してから住民等が避難したのでは、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある場合には、市町はあらかじめ事前避難対象地域を定め、推進計画に明示する必要があります。そのため、県内の沿岸市町では、地域内の全ての住民に対して、あるいは、高齢者等の要配慮者に限り、1週間の事前避難を求める「事前避難対象地域」を資料5の表や図のとおりを設定をしたところであります。

私からの報告は以上であります。

- **危機対策課長** 危機対策課長の百瀬と申します。よろしく申し上げます。私からは、本年度の危機対処（防災）訓練計画について御説明いたします。

資料6を御覧ください。「1目的」にありますとおり、静岡県では大規模地震や風水害等に対する災害対策本部機能の向上や防災関係機関との連携強化を図るため、毎年、計画的に訓練を実施しております。また、各訓練の成果をもって、防災計画の見直し等にも取り組んでおります。

令和2年に新型コロナウイルスの感染が拡大し始めてからは、防災訓練の中止、縮小が続いておりましたが、本年度は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、感染防止対策を徹底した上で、計画どおりに訓練を実施する予定です。

併せて、感染症流行下での災害に備え、感染症対策に必要な手順、課題等を確認してまいります。

3の訓練計画の表は、既に実施済みの訓練もありますが、本年度計画している防災訓練についてまとめたものです。まず、年度当初の4月には、全職員を対象とした参集訓練を実施し、人事異動後の初動体制の確認をいたしました。

6月20日から23日にかけては、南海トラフ地震発生時における自衛隊との連携強化を目的に、図上訓練自衛隊統合防災演習を行いました。また、7月27日に消防庁と合同で、第6回緊急消防援助隊全国合同訓練の図上訓練を行いました。なお、実動訓練については11月に実施を予定しております。

総合防災訓練の実動訓練は、9月4日の日曜日に島田市、牧之原市、吉田町、川根本町との共催で実施します。訓練テーマは「大井川流域・沿岸地域の協力・連携～減災への更なるステップ～」です。総合防災訓練は、昭和54年から実施されていますが、今年も例年同様に大規模地震を想定し、物資の受入・搬出、負傷者の搬送、航空機の受入など様々な実動訓練に取り組みます。

裏面を御覧ください。12月4日の地域防災の日を中心に実施される地域防災訓練は、自主防災組織を主体として実施するもので、県の職員も地域の防災体制を再確認するため、地域住民の一員として訓練に参加いたします。

来年1月中旬に実施予定の地震対策オペレーションは、全員参集訓練や総合防災訓練等の今年度の訓練の集大成として大規模地震を想定した図上訓練を実施するもので、3年振りの開催となります。

こうした訓練を通じまして、県民や市町防災関係機関と連携し、防災対応力の更なる強化を図ってまいります。私からは以上です。

- **消防保安課長** 静岡県危機管理部消防保安課長の白鳥と申します。私からは、本年11月に実施します、第6回緊急消防援助隊全国合同訓練について御説明をいたします。お手元の資料7を御覧ください。

1枚目の下段になります、平成7年1月に発生しました阪神・淡路大震災震災では、人命救助のため、全国から消防隊が救助に駆けつけましたが、出動体制に関する明確な計画がありませんでした。これを教訓に、平成7年6月緊急消防援助隊が創設されました。被災地の消防力だけでは対応できない大規模災害等に際し、都道府県単位の消防部隊が救助活動を行うもので、東日本大震災を始め、平成28年4月の熊本地震、更には、昨年7月の熱海市土石流災害など今日まで合計43回にわたり出動を行っております。

また部隊規模も現在6500隊以上まで拡大し、災害対応能力を大幅に高めております。緊急消防援助隊の隊員は、普段はそれぞれの地域の消防本部で通常業務に従事しています。そのため、絶えず訓練を開催し、部隊の災害対応能力の向上に努めることが欠かせません。

3ページ目を御覧ください。こうした中で、総務省消防庁主催のもと、本年11月、第6回緊急消防援助隊全国合同訓練が南海トラフ地震を想定した初めての訓練として静岡県を会場に開催されることになりました。この訓練は概ね5

年に1回開催されております。第3回の平成17年6月は東海地震を想定し、清水区三保で開催されております。

緊急消防援助隊の規模拡大と共に、訓練規模も回を重ねるごとに大規模なものとなり、今回の訓練は、これまでの最大規模の約670隊が参加予定でございます。

4ページを御覧ください。この訓練の重点推進事項でございます、国が定める「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づき、その計画の検証を行うことです。

人命救助の限界は、およそ72時間とされております。限られた時間内に、速やかに応援先を決定し、応援可能な緊急消防援助隊を一斉に投入するなど、迅速、的確な初動対応を行うこと、これが訓練の最大のポイントとなります。

5ページを御覧ください。訓練の想定でございます。訓練の想定は、本県の最大の脅威でもある南海トラフ地震です。具体的には、遠州灘でマグニチュード8クラスの地震が発生し、その後、四国沖でマグニチュード8クラスの後発地震が時間差で発生するというものでございます。

6ページを御覧下さい。次に、訓練内容についてでございます。先に申し上げました緊急消防援助隊アクションプランの実践検証などに重点的に取り組み、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図ることが目的でございます。

訓練実施日は、本年11月12日13日の2日間。参加機関は、全都道府県の緊急消防援助隊、県内消防本部のほか、自衛隊、警察、海上保安庁などであります。

訓練のメイン会場は、富士山静岡空港の西側にあります約10ヘクタールの県有地。また、サブ会場を遠州灘海浜公園建設予定地の約7ヘクタールとし、更にサテライト会場として、県内4つの会場で、それぞれの地形や環境を考慮した各種の訓練を行います。

訓練の内容は大きく3つに分けられます。1つは、全国の緊急消防援助隊を迅速に訓練会場まで進出する部隊参集訓練。部隊の移動が陸路だけでなく、空路、海路など、あらゆる移動手段を用いて行います。

2つ目は参集部隊の宿営を行う宿営訓練。

3つ目は実践的な救出救助活動などを行う部隊運用訓練であり、合計25種類を想定してございます。

7ページが各訓練会場を県内地図に落としたものでございます。

8ページを御覧ください。メイン会場の主な訓練では、複数ドローンを活用して行われる初動検索訓練や、通常の車両では到達できない厳しい環境の現場で行われる土砂災害救出訓練など、多岐にわたる部隊運用訓練を行います。

9ページを御覧ください。サブ会場では、大津波により浸水した状況を想定した大規模津波災害対応訓練やヘリコプターを使った大規模市街地火災対応訓練を行います。

10 ページを御覧ください。最後に、サテライト会場では、関係機関と連携し、土砂災害、石油コンビナート火災、孤立地域への対応などの訓練を行います。

南海トラフ地震に備えるため、県・県内消防本部が一丸となってこの訓練の準備を進めております。皆様におかれましては、引き続き、本訓練の一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、私からの説明を終わります。

- **原子力安全対策課長** 引き続き、次第カ「浜岡地域原子力災害広域避難計画の修正」につきまして、原子力安全対策課長の神村から報告いたします。

資料 8-1 を御覧ください。平成 23 年 3 月に発生いたしました東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえまして、原子力災害に備える区域が拡大するとともに、関係自治体に広域避難計画の策定が義務付けられました。

それから、国、関係の皆様と連携いたしまして、広域避難計画の策定に取り組んでおります。

2 ページ目を御覧ください。広域避難計画につきましては、住民等の避難を迅速、確実に実施するため、あらかじめ避難等判断の基準と実施や避難先、避難手段などを定めておくものでございます。

こちら 2 ページから 3 ページ目にかけては、避難元ごとの避難先を示している表を記載しております。原子力災害が単独で発生した場合の避難先 1、その外側に大規模地震との複合災害などにより避難先 1 に避難できない場合の避難先として、避難先 2 を記載しております。

避難元となる 11 市町に対応して避難先が記載されておりますが、県内全市町と共に 12 都県、約 350 の市区町村が避難先に御協力いただくことになっております。

4 ページ目を御覧ください。こちら県の計画であります浜岡地域の全体の計画でございますが、平成 28 年 3 月に策定、公表した後、下表のような経緯で修正をしております。今回の令和 4 年 8 月の修正につきましては、人口情報の更新、放射線防護対策を実施した施設 1 施設を追加しております。

修正した計画につきましては、資料 8-2、ちょっと厚いものになりますけれども、こちらをお手元に置かせていただいております。

具体的には、4 ページ目に人口の変更につきまして下線で変更点を示しております。あと、34 ページから 48 ページにつきまして、各市町の地域ごとの人口を修正し、災害に備え、最新情報にしているところでございます。

30 ページに、放射線防護対策が施された牧之原市の新しい施設が追加されたため、そちらを追記しております。以上の事項について、計画を修正しております。

資料 8-1 の 4 ページ目にお戻りください。「イ 市町計画の策定」でございます。昨年度末の令和 4 年 3 月に焼津市と藤枝市の広域避難計画が策定されましたので、これで重点区域内の全 11 市町の計画が策定済みとなりました。

今後も引き続き県・市町が連携し、避難者受入マニュアル等の作成、原子力防災訓練での検証等を行い、県及び市町の広域避難計画の策定、計画の実効性向上に努めてまいります。皆様方の御協力を引き続きよろしくお願い致します。

事務局からの説明は以上となります。

- **川勝知事** はい、ありがとうございました。

資料9につきましては、資料8の後ろにあります。これは配布のみとなりますので後ほど御一読下さい。

ただ今の説明につきまして、御意見、御質問などございますでしょうか。どうぞ。

- **静岡県看護協会長** 県看護協会の渡辺と申します。2点御質問とあと1点はお礼といいますか、意見させていただきたいと思えます。

はじめに、資料4-2で、減災目標達成のためにという御説明で、早期避難意識の回答の方が68%と上がらないという点につきまして、住民のワークショップなど令和3年度に開催されていますが、これは1回だけでしょうか。

令和4年度の防災計画にしっかり入れられているのかを確認したいと思えます。県民の皆様方の意識を上げるということでは、大変大事であるので、そこを一点質問させていただきたいということと、もう一点は、資料5のところでございますが、「2事前避難対象地域の設定状況」、事前避難対象地域を設定しないところが6市町ございますけれども、こちらの方は県としてはどのような働きかけをされていくのか。常に働きかけをされているのではないかとと思えますけれども、お聞かせ願いたいと思えます。

もう一点は、消防隊の皆様方に、本当に、心から感謝したいと思えます。この熱海の伊豆山地区の時に消防隊の方々が現地に行っていて、本当に尽力していただいたことにおきましては、中には精神的に病んでしまった方もいらっしゃるということも伺っております。本当に心から感謝申し上げますし、敬意を表したいと思えます。ありがとうございます。

以上です。

- **川勝知事** 御質問ありがとうございました。それでは危機政策課長からお願いします。

- **危機政策課長** 危機政策課長の森でございます。日頃から本県の危機管理行政に御協力いただきまして、ありがとうございます。

まず1点目のワークショップの関係でございますが、令和3年度にワークショップを開催しておりますのは、この度、新たに取り組んでおります「わたしの避難計画」これをどのように進めていくか。その上で、県民の皆様が御自分でも作れるような、行政が作るものと、途中で難しくてやめてしまうなん

てこともあるものですから。フォーマットを作る前に、県民の皆様から、どういった形なら作りやすいでしょうかということを取り取るワークショップでございます。

令和4年度からはそれを実際に全県展開していこうというところでございますので、これはこれとしまして、ワークショップ自体は、昨年度で終了したところでございます。

ただ、早期避難意識を高めていくための取組は色々なところでこれからもお声かけさせていただきたいと考えております。

それから2点目の市町の事前避難の地域6市町でございますが、もちろん働きかけさせていただいている中で、実は2つに分かれておりまして、ひとつは、東伊豆町、それから熱海市、伊東市は、地震発生から津波の到達までの時間の余裕が多少あるものですから、伊豆半島の反対側ですから、避難に間に合うと、そういった形で市町の判断として事前避難地域は設けないということとされていると聞いております。

もう一方はですね、県の西部、浜松市それから袋井市、掛川市ですが、あの辺りは逆に整備が、浜松の防潮堤が先駆けとして非常に大きいものができておりますが、そういった整備が進んでいるものですから、これは避難として大丈夫だと、そういう判断を市町でされまして、県としては、こういった形はどうでしょうかということでお話をさせていただく中で、市町独自のそれぞれの事情でございますので、その中で御判断された。そういったものでございます。

以上であります。

○ **川勝知事** はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事は終了いたしました。皆様には、円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

進行を司会にお返しいたします。

○ **司会** 川勝知事ありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

午後4時30分閉会